

令和3年9月29日

受講者各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
埼玉県支部

各種安全衛生教育講習等の再開について（お知らせ）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業各般にわたり格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止による「緊急事態宣言」の発令による緊急事態措置を実施すべき区域とされたことから、本年8月及び9月開催分の全ての技能講習等安全衛生教育講習の開催を中止とさせていただきました。

その後、9月28日に政府より「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、当支部においては、受講者の安全を最優先に考え、受講者の皆様が安心・安全に受講できるよう下記のとおり、新型コロナウイルス感染予防対策の基本的事項を徹底したうえで、各種安全衛生教育講習等を再開致します。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、中止となる場合もありますので、ご承知ください。

記

- 1 講習開催前に、講習会場内を消毒する。また、フォークリフトは、休憩時間毎に消毒する。
- 2 講習会場の入口に消毒液を配置し、入室の際に手指の消毒を実施する。
- 3 受付時に、受講者の健康状態を確認（「健康管理チェックシート」の記入及び検温）する。
- 4 座学講習では、3密（密閉空間、密集場所及び密接場面）の回避、マスクの着用、換気の実施、ソーシャルディスタンスの確保を徹底する。
- 5 受講者数については、当面の間、おおむね定員の半数程度以下とする。